平成 24 年 5 月 29 日

各 位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
（コード番号 :8309 東大名）
三井住友信託銀行株式会社

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、「旧中央三井アセット信託銀行株式会社が運用するファンドにおける平成 22 年 6 月の株式の売買につき、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められた」として、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」）に課徴金納付命令を発出するよう勧告（以下「本件勧告」）を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

勧告を受けた事実は下記のとおりです。

平成 24 年 3 月 21 日付にて、旧中央三井アセット信託銀行株式会社（以下、「旧中央三井アセット信託銀行」）が運用するファンドにおける平成 22 年 7 月の株式売買につき、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、同委員会より課徴金納付命令の発出に係る勧告（以下、「3 月勧告」）がなされました。本件は、旧中央三井アセット信託銀行におけるほぼ同時期の別事案についても、同規制違反の事実が認められるとして、新たに勧告がなされたものです。

金融機関の中でも、特に信頼を重んじるべき信託銀行において、複数事案においてかかる勧告の対象となりましたことについて、お客さまをはじめとする関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

三井住友トラスト・ホールディングスでは、3 月勧告を受けて、社外有識者も参加した特別調査委員会により広範な調査・分析を行い、その調査・分析結果を第三者委員会（委員長：濱田邦夫 元最高裁判事）によって評価・検証して頂いているところであります。本件勧告を受けて、更に精力的に特別調査委員会による徹底的な調査・分析を行い、第三者委員会による厳正な評価・検証を行って頂いた結果を本年 6 月中を目処に公表して頂く見込みです。また、それを踏まえて役職員の責任の所在の明確化を図ることといたします。

記

勧告を受けた事実

（1） 勧告対象取引の概要

旧中央三井アセット信託銀行が投資一任契約に基づき運用していた 3 つのファンド（以下、「当該ファンド」）の運用において、同社の運用担当者が、みずほフィナンシャルグループの公募増資の引受証券会社の営業担当者から、未公表の公募増資の実施に関する事実の伝達

を受けて、平成 22 年 6 月 24 日に行ったみずほフィナンシャルグループ株式 117 万 8,600 株（184,182 千円）の売却が、インサイダー取引と認定されました。

(2) 当該ファンドの概要

当該ファンドは国内外の株式・債券に運用するアクティブファンドであります。当該ファンドのうち、1 ファンドは平成 24 年 3 月末時点では解約済みであり、残る 2 ファンド合計の資産残高は 2,156 億円（うち、国内株式残高 443 億円）（平成 24 年 3 月末）です。

(3) 課徴金の額

当該ファンドの運用者である旧中央三井アセット信託銀行を合併により承継した三井住友信託銀行に対して、金 8 万円の課徴金納付命令の勧告が発出されました。

以　上

＜本件に関する問い合わせ先＞
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　広報室　03－6256－6302